

		事業年度等	：	：	法人名			
<b>法人税額の計算</b>								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	その他の国内源泉所得に係る法人税額の計算	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
		その他の所得金額(1)-(43)	44	000		その他の所得金額(12)-(52)	53	000
		(43)の15%、17%又は19%相当額	45			(52)の15%、17%又は19%相当額	54	
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55	
		所得税の額						
計	(8)			計	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(49)-(50)	51						
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>								
	この申告前の法人税額	59			この申告により納付又は減少する還付金(28)-(59)若しくは((28)+(60))	61	00	
<p>【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>								
<p>【No.8】地方法人税額の計算につき、62欄及び63欄により計算していますか。</p>								
<b>地方法人税額の計算</b>								
	課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63			
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>								
	この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66			
	この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64)若しくは((40)+(65)+(66))又は((65)-(41))+((66)-(41)の外書))	67	00		

別表一の二次葉  
令七・四・一以後終了事業年度等分

【No.10】当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。  
また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%又は17%)を適用していませんか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.8】地方法人税額の計算につき、62欄及び63欄により計算していますか。